

## 令和8年3月定例会一般質問 要約版

---

質問者 中村 昭人 議員

### 地域活性化拠点施設「ぷらっつ」の利益を地域へ

#### 【ぷらっつの役割】

##### 質問1

議員：川南町の魅力を発信し、地域経済を支える拠点として「ぷらっつ」は重要な施設である。東九州自動車道川南パーキングエリアに隣接し、高速道路利用者と一般利用者の双方が利用できる利便性の高い施設であり、町内外から人を呼び込む拠点でもある。

その役割は、単なる休憩・物販施設にとどまらず、防災拠点であり、地域活性化を担う施設であると認識しているが、町として本来担うべき役割をどう整理しているのかを問う。

町長：「ぷらっつ」は条例に基づき、町民との交流、道路利用者の利便性向上、地場製品の販売、地域情報の発信、観光・産業振興、雇用創出、大規模災害時の防災拠点という役割を担う施設である。また、町全体の活性化のための財産であり資源である。現在は指定管理者制度を活用しており、その機能を発揮できる体制である。

#### 【納付金と基金の現状】

##### 質問2

議員：指定管理者である川南まちづくり株式会社からは、毎年度の収益状況に応じて納付金が町へ納められている。この納付金は、ぷらっつの利益が地域へ還元されていることを示す重要なものである。これまでの積立状況を問う。

町長：納付金は、令和3年度300万円、令和4年度500万円、令和5年度から本年度までの3か年度は各2,000万円である。本年度までの積立総額は6,800万円である。

### 質問3

議員：この納付金を積み立てる「川南町地域活性化基金条例」は、令和3年9月に制定された。当初は施設の整備や維持管理だけでなく、「地域活性化に資する事業」にも活用できる制度であったと認識している。しかし、令和5年12月の改正により、その文言が削除され、現在は施設整備・維持管理に限定されている。制定当初の目的と改正内容を問う。

町長：制定当初の提案理由は、指定管理者が協定に基づき納付する納付金を積み立て、施設の整備や維持管理、さらに地域活性化に資する事業に要する経費の財源とするためである。しかし、令和5年12月の改正により、「地域活性化に資する事業」の文言が削除され、現在は当該施設の整備及び維持管理に限定された内容である。

### 【基金条例の見直し】

### 質問4

議員：「ぷらっつ」は地域活性化拠点施設である。であるならば、そこから生まれた利益は、施設の維持だけでなく、町のにぎわいづくり、産業振興、人づくりなど、広く地域活性化に生かされるべきである。現在の基金条例では、その理念と制度が一致していないのではないかと。条例の見直しが必要ではないかと問う。

町長：「ぷらっつ」の役割は、設置条例第2条にあるとおり、町全体の活性化にある。その目的を十分に果たすためには、現状の基金条例の内容では難しさがある。見直しを要すると考えている。今後、慎重に検討を進める考えである。

### 【地域活性化の担い手】

### 質問5

議員：地域活性化を進めるうえで重要なのは、その担い手である。

川南町には、商工会 TMO、観光協会、川南まちづくり株式会社など、町を盛り上げる

ために活動する団体がある。それぞれが高い評価を受ける事業を展開している一方で、人材不足や財政基盤の弱さといった課題も見受けられる。これらの団体が持つ機能や役割を戦略的に連携・集約し、組織的・財政的基盤を強化することで、地域活性化戦略の司令塔としての機能を一層高めるべきではないかを問う。

町長：町と川南まちづくり株式会社は出資関係にあるが、別人格であり、町として法人の経営方針に直接言及する立場ではない。一方で、商工会 TMO、観光協会、川南まちづくり株式会社はいずれも、町の活性化に寄与するために存在する団体である。今後、それぞれの団体が戦略的な連携や集約、基盤強化を志向し、町に助言等を求めるのであれば、適宜対応する考えである。また、公益性を有する事業であれば財政支援も可能である。

### 【団体との意見交換と今後】

#### 【問6】

実際の現場では、団体間の連携や調整の必要性が高まっている。

例えば軽トラ市は多くの来場者でにぎわう一方、駐車場不足などの課題も見えている。複数のイベントが同時に行われる中で、受入れ体制や連携のあり方を見直す必要がある。

こうした課題を踏まえ、町として各団体と積極的に意見交換を行い、地域活性化を担う人材・団体の声を政策に反映させていくべきではないかを問う。

#### 【町長】

現在、JA、商工会、観光協会などの代表との意見交換の場として「トップ会議」を設けている。また、本年度からは49歳以下の若い世代を対象とした「川南町経済推進会議」も設置している。これらの場を有効活用し、地域活性化に資する意見や提言を今後の施策に生かしていく考えである。

まとめ

#### 質問7

議員：地域活性化拠点施設である「ぶらっつ」の利益が、施設の維持だけにとどまらず、地域に循環し、町全体のにぎわいづくりや産業振興、人づくりにつながる仕組みこそ、本来

あるべき姿である。制度と理念を一致させる方向で、基金条例の見直しを進めるべきである。

町長：川南町地域活性化基金条例の改正は必要である。基金運用の効果的な制度設計含め、必要な見直しを進めていく考えである。